

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>1 - 1 : 採取産業における歳入の透明性「基本方針」 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。 (2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。 (3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>我が国の G 8 サミットにおける EITI への支持の具体的内容如何？特に、環境社会配慮の観点ほどの程度明確ですか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 「汚職及び収入、支出双方における公的資金の不適当な管理と闘う」上での「資源に起因する支払フローに関して、透明性を促進する継続した取組の一部として、良い統治と EITI 等の反腐敗イニシアティブを支持する」と、EITI 支持は、腐敗防止の取組の一部として説明されています。 (2) EITI への支持については、「資金的、技術的及び政治的な手段を通じて、適切な場合には、EITI 強化のための継続的な支援にコミットする」と説明されていますが、環境社会配慮との関係は特段言及されておらず、一般的な関係にとどまるものです。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>EITI の現時点での加盟国また加盟企業の数はどの程度ですか？ 又、非加盟の国及び企業の EITI の拘束力如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 実施国としては、2007 年 12 月時点で候補国 15 カ国、未確定国 9 カ国です。 (2) 支援企業は、欧米の石油・金属メジャーを中心に数十社です。 (3) 非加盟の国及び企業には、一義的には EITI は適用されません。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>「歳入の透明性」を、ガイドラインに規定する E C A はありますか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 今回調査を行った他 ECA において、歳入の透明性をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>「歳入の透明性」というテーマの重要性はどのようなものか？ &lt; N G O 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) ハイリゲンダム・サミット首脳宣言「世界経済における成長と責任」の「天然制限に対する責任：透明性及び持続可能な成長」では、採取分野における透明性の向上は、説明責任、良い統治及び持続可能な経済成長を世界中で達成するために、決定的に重要であること、また、これは、最貧国にとって、採取分野によって生産される天然資源が、持続可能な成長と貧困削減のために特に価値ある財産であり、この分野の重要かつ継続的な進歩は、透明性と良い統治を基礎としてのみ達成可能との認識に基づくものであると、述べています。 (2) 他方、同宣言においては、上記(1)関連の内容において、環境社会配慮や ECA の役割については特段の言及はありません。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>日本政府が国際的な場で宣言している内容との整合性は図れるか？ &lt; N G O 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) ハイリゲンダム・サミット首脳宣言「世界経済における成長と責任」の「天然制限に対する責任：透明性及び持続可能な成長」の内容と、現行 JBIC / NEXI ガイドラインの内容とは、整合性に特段の問題を有する点はないものと認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他機関における取組状況はどのようなもの？ &lt; N G O 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 今回調査を行った機関では、IFC が持続可能性ポリシー ( para 21・22 ) に考え方を反映し、OPIC が腐敗防止の観点から取り組みを行っていることを認識しています。</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<参加者>
1 - 2 : 採取産業における歳入の透明性 「ガバナンスリスクのレビュー」 (直接に対応する現行条文なし)	IFC パフォーマンス・スタンダードについて、 コモンアプローチが参照対象としているのは、 前文のポリシー部分と本文 ( P S 1 ~ P S 8 ) の何れですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 > ガバナンスリスクのレビューをガイドライン に規定する E C A はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチが参照対象としているのは、P S 1 ~ P S 8 のみであり、前文については国際金融機関としての IFC が自らのポリシーを述べた内容と認識しています。 <参加者> < JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA において、ガバナンスリスクのレビューをガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。 <参加者>
1 - 3 : 採取産業における歳入の透明性 「政府への支払、主要な合意の情報公開」 (直接に対応する現行条文なし)	「政府への支払と政府との主要な合意の情報公開」の実施は、個別プロジェクトにおける環境社会配慮において、如何なる裨益効果を有するのですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 > 「政府への支払と政府の主要な合意の情報公開」をガイドラインに規定する E C A はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 「政府への支払と政府との主要な合意の情報公開」は、採取産業を通じた当該国の収入が当該国の財政運営や経済政策を歪めたり汚職の温床となる危険性を軽減する機能を担うものの一つと思料します。 (2) 他方、当該プロジェクトの実施主体による環境社会配慮への直接的な裨益効果は明示的には認識し難いものです。 <参加者> < JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA において、政府への支払と政府の主要な合意の情報公開をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。 <参加者>
2 : 国際的基準の取扱いの明確化 「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティスなどを参照する。」( JBIC 第 1 部 3 ( 4 ) ) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」( NEXI 3 ( 3 ) )	コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とその具体的理由如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 世銀 O P 及び I F C パフォーマンススタンダードなど国際基準の “ ベンチマークとして参照 ” の JBIC / NEXI における運用状況如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 > 現行ガイドラインがコモンアプローチと矛盾しないと考える理由は何か？ < N G O 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 例えば現行ガイドラインの規定が運用方針を必ずしも十分に反映しておらず、かつそれを明確化することにより顧客の利便性に資すると判断される場合は、JBIC / NEXI として、当該ガイドラインの規定箇所の改訂を検討すべきだと考えます。 <参加者> < JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI としては、対象となるプロジェクトの参照すべき国際的基準の充足の有無を確認していますが、これはコモンアプローチの考えにも則したものです。 (2) 対象となるプロジェクトの環境社会配慮に国際的基準との大きな乖離が存すると確認された場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することになります。 < JBIC / NEXI > (1) JBIC は、JBIC ガイドライン第 1 部 3 ( 4 )、また NEXI も NEXI ガイドライン 3 ( 3 ) のとおり、対象となるプロジェクトの環境社会配慮において参照すべき国際的基準の充足の有無を確認し、大きな乖離が存すると確認された場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することになっていることから、コモンアプローチとは矛盾したものではないと考えております。 <参加者>
3 : 参照すべき国際的基準の明確化 「さらに、JBIC は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッド	コモンアプローチとの関係において現行の JBIC / NEXI ガイドライン規定でも矛盾はしない内容を、改訂することの必要性の有無とそ	< JBIC / NEXI > (1) 例えば現行ガイドラインの規定が運用方針を必ずしも十分に反映しておらず、かつそれを明確化することにより顧客の利便性に資すると判断される場合は、JBIC / NEXI として、当該ガイドラインの規定箇所の改訂を検討すべきだと考えます。

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>プラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4)) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し。」(NEXI 3 (3))</p>	<p>の具体的理由如何? (検討ポイント 2 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>世銀 O P 及び I F C パフォーマンススタンダードについての JBIC / NEXI における参照状況如何? &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 国際的基準を参照する場合、一義的には、世銀セーフガードポリシーを用いています。但し、プロジェクトファイナンス案件については、IFC パフォーマンススタンダードを参照することを原則としています。 &lt; 参加者 &gt;</p>
<p>4 : 環境審査に係わる保険種 「NEXI による環境社会配慮確認は、貿易一般保険、貿易代金貸付保険、海外投資保険及び海外事業貸付保険に係るすべての 2 年以上案件を対象として行うものであり。」(NEXI 2 )</p>	<p>NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲は如何なる形での明確化が望ましいか? &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) ガイドラインは不特定多数の方が読まれることを前提に、平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。 (2) 上記(1)のコンセプトを踏まえ、対象保険種のような基本的な事項についてはより平明かつ漏れのない形での明確化が望ましいものと考えます。 &lt; 参加者 &gt;</p>
<p>5 : 人権状況の把握 「JBIC は、環境レビューにおいて、ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認する。」(JBIC 第 1 部 3 (2)) 「NEXI は、保険契約の対象となるプロジェクトが環境自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む)に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。」(NEXI 2 )</p>	<p>当該国における全般的な自由権、社会権を JBIC / NEXI 環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由如何? &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 人権の概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐にわたります。 (2) 「当該国における全般的な自由権、社会権」は前者にあたり、外交上あるいは政策上の対応として国レベルで対処すべき人権であると考えております。 (3) 従って、日本企業の海外ビジネス支援を目的とするパイの公的与信機関たる、JBIC / NEXI のガイドラインで上記「全般的な自由権、社会権」そのものを環境社会配慮の確認対象とするのは無理があると考えます。 (4) もっとも、例えば、プロジェクト実施者等による自由権、社会権の具体的侵害が客観的に存在する状況等、JBIC / NEXI としても明確に把握・認識でき、かつ個々のプロジェクトレベルで具体的に対応できる場合は、人権の側面も確認しております。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象を JBIC / NEXI が要求することの必要性また実効性の有無とその具体的理由如何? &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 個々のプロジェクトにおいて当該国また当該プロジェクト固有の事情から、確認を行う場合は有り得ます。但し、実効性については、当該プロジェクト実施者または JBIC / NEXI として、働きかけの限界があるものと考えます。 (2) 例えば、警察権行使などの当該国内政に属する事項、また、当該プロジェクト実施者以外の第三者の活動に属する事項、等については、当該プロジェクト実施者等また JBIC / NEXI の働きかけには限界があります。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何? &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチには人権に関する固有の記載はなく、適用すべき国際基準に記載された全ての関連する環境社会影響を考慮する内容となっており、具体例の一つとして、世銀セーフガードポリシー等に記載された住民移転、先住民族が該当します。今回調査を行った他 ECA でも、世銀セーフガードポリシーやコモンアプローチの内容を参照しており、全般的な人権を対象としている事例は確認されていません。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>当該国における自由権及び社会権の全般的な実現状況について具体的・客観的に確認する情報・手法には、どのようなものがありますか? &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 自由権及び社会権の全般的な実現状況については、先ず当該国の関係法令の整備状況を確認することが想定されます。 (2) 他方、関係法令の包括的な遵守状況を具体的・客観的に確認することは、自由権・社会権という抽象的かつ主観の介在しやすい内容でもあり、JBIC / NEXI あるいは他の ECA 機関では困難と認識します。また、内政干渉の観点から、二国間外交においても当該問題は極めて機微なる内容と一般的には認識されているものと思料します。</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>&lt;参加者&gt;</p>
<p>6：社会配慮基準に関する態度 「環境レビューにおいては、JBICは、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトを取り巻くガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」(JBIC 第 1 部 3 (4))</p>	<p>当該国における自由権及び社会権の全般的な実現状況の確認をガイドラインに規定する E C A はありますか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p> <p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 3 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p> <p>実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力について、具体的かつ客観的に確認する情報また手法には、どのようなものがありますか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p> <p>コンプライアンス規定の有無あるいはグローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針への参加(何れも制定や参加は各企業の任意)の有無のみを以って、実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力の有無を確認することは適切ですか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 今回調査を行った他 ECA において、当該国における自由権及び社会権の全般的な実現状況の確認をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。また、個々のプロジェクトにおいて、当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえ、参照する場合もあると考えます。</p> <p>(2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。</p> <p>(3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力については、当該プロジェクトにおける実施主体の個々の社会配慮実施状況から総合的に確認することが、最も具体的かつ客観的な手法と史料します。</p> <p>(2) なお、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認の対象は、一義的には実施主体による当該プロジェクトであり、当該実施主体自身に係わる一般的な意思及び能力は、参考としてはさておき、唯一絶対の判断材料とは成り得ぬものと思料します。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 企業の社会的責任(CSR)の重要性は世界的に認識されるものであり、昨年ハイリゲンダム・サミットでの首脳宣言「世界経済における成長と責任」において、OECD 多国籍企業行動指針また国連グローバル・コンパクトへの言及があったことも承知しています。</p> <p>(2) 他方、OECD 多国籍企業行動指針は「労働基準、環境、情報開示、技術移転、競争、等幅広い分野における、責任ある企業行動に関する任意の原則と基準を定めるが、法的な拘束力はなく、その適用実施は各企業の自主性に委ねられている」ものであり、国連グローバル・コンパクトは「規制の手段ではない。つまり企業の振る舞いや行動を取り締まったり、強制したり、判定するものではない。むしろ、企業、労働、市民社会がグローバル・コンパクトが礎とする原則を推し進めることで、実質的な行動をおこし、分かち合うための説明責任、透明性および賢明な自己利益に期待している」ものであり、強制力のない任意の原則であるとともに、環境に特化したものではなく、環境に関する規定は世銀や IFC の定める国際的基準やコモンアプローチに比して、一般論を述べるにとどまっています。</p> <p>(3) こうした内容に鑑み、また、そもそも、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認の対象は、実施主体による当該プロジェクトであるところ、グローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針への参加の有無のみを以って当該実施主体の社会配慮に関する意思及び能力の有無を確認することは困難と思料します。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p>
<p>7：発展途上国以外で実施されるプロジェクト [ カテゴリ C ] 発展途上国以外で実施されるプロジェクト 保険価額が 10 百万 SDR 相当円以下のプロジェクト (NEXI 3 (2))</p>	<p>条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) ガイドラインは不特定多数の方が読まれることを前提に、平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。</p> <p>(2) 従って、ガイドラインの記載内容が不明確なため取扱いに混乱を生じるおそれがある場合には、文言の明確化等のガイドライン改訂を以って対応すべきであると考えます。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	他 ECA またはコモンアプローチ対応状況如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 今回調査行った他 ECA においても、明示はされていませんが、上記 (1) のコンセプトを以って作成また必要に応じ改訂がなされています。  < 参加者 >
8 : カテゴリ B プロジェクトのレビュー内容 [ カテゴリ B ] 「カテゴリ B に属するプロジェクトに対しては、カテゴリ A に属するプロジェクトと同様、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認する。」( NEXI 3 ( 3 ) )	条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由如何？ ( 検討ポイント 7 に同じ ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 多くの関係者の方が平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。 (2) 従って、ガイドラインの記載内容が不明確なため取扱いに混乱を生じるおそれがある場合には、文言の明確化等のガイドライン改訂を以って対応すべきであると考えます。  < 参加者 >
9 : スクリーニング終了後の情報公開の内容 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 ( NEXI : 輸出者等 ) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC ( NEXI ) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」( JBIC 第 1 部 5 ( 2 ) ・ NEXI 6 )	情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。  < 参加者 >
	JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 当該文書、情報等が、他 ECA も共有する国際的基準 ( 例えば世銀、IFC 等 ) において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開を促す実効性はあると考えております。 (2) 他方、国際的基準での公開規定の存しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあるものと考えております。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。  < 参加者 >
	上記検討ポイント に関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 9 ( 2 ) の通りです。 (2) 借入人等 / 輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由の存する場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。  < 参加者 >
	JBIC / NEXI ガイドラインに規定する “ 環境社会配慮に関する主要な文書 ” の具体的内容如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 現行ガイドラインにおいて明示する “ 環境社会配慮に関する主要な文書 ” は、環境影響評価報告書 ( EIA 報告書 ) であり、等として当該 EIA 報告書の承認文書と考えております。 (2) 但し、“ 環境社会配慮に関する主要な文書 ” の範囲は各国環境法令により多様であり、例えば、環境管理計画 ( EMP ) 住民移転計画 ( RAP ) また先住民への配慮に関する計画等を含むものもあり、この場合にはこれらも “ 環境社会配慮に関する主要な文書 ” の一部として取

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		扱っております。
		<参加者>
	英語または日本語以外の当該国公用語で作成された環境社会配慮に関する主要な文書について、JBIC / NEXI の環境レビュー実施の便宜上の翻訳版(当該国政府が公認しない内容)を公開することの必要性及び実効性またその理由如何? < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 環境社会配慮自体はプロジェクト実施主体の責任であり、JBIC/NEXI はそれを確認する立場です。JBIC/NEXI の立場では、言語に関らず、環境社会配慮主体である事業実施主体が作成し、監督当局である当該国政府が公認し、かつ公開することが認められたありのままの環境アセスメント報告書等を公開することが必要だと考えます。逆に、事業実施主体が責任を有せず、当該国政府も公認していない内容の書類を公開すれば、環境社会配慮及びその確認の実態を歪めることになりかねません。 (2) JBIC/NEXI の環境レビュー実施の便宜上、独自に翻訳版を作成することはありますが、外部に対してその翻訳の正確性を保証できるものではないため、当該翻訳版を公開する実効性は乏しいものと考えます。
	NGO 提言において定義する「環境社会配慮に関する主要な文書」に含まれる商業上の機密とは何か? < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) NGO 提言において定義されている「環境社会配慮に関する主要な文書」の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」自体も案件の特性等によって様々なものがありうるため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、企業の競争力の源泉たる技術(掘削、製造、プロジェクト管理、販売などに関する最先端技術や最先端手法等)、環境社会配慮対策費の財源や企業収益への影響などは商業上の機密にあたると思います。
	他機関の対応状況はどのようなものか? < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 米輸銀、SACE、Coface 等の ECA、世銀、IFC 等の国際機関、いずれのガイドラインにおいても、JBIC/NEXI の現行ガイドラインと同様の内容を公開しています。一方、赤道原則のように特段規定をしていないものもあります。
10: スクリーニング終了後の情報公開の方法 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等(NEXI: 輸出者等)から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC (NEXI) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」(JBIC 第 1 部 5 (2)・NEXI 6)	情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何? (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドライン規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。
	他 ECA の対応状況如何? < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、カテゴリ A について EIA を公開することを規定していますが、公開方法についての具体的な規定はありません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においては、コモンアプローチに則した情報公開を行っておりますが、具体的な手法としては、要望により文書として開示している場合、Web 上で公開先にリンクを貼っている場合等、様々です。
	環境社会配慮に関する主要な文書について当該国法令等に定める所定の閲覧・複写が実施さ	< JBIC / NEXI > (1) 事業実施主体が当該国法令等に基づいて所定の文書を閲覧・複写に供し、且つ JBIC/NEXI がそれら文書(もしくはリンク先)を掲載して

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>れ且つ仮に JBIC / NEXI が Web 公開も行った場合において、JBIC / NEXI の在外事務所また日本国在外公館において当該文書の閲覧・複写を無償で実施することの必要性及び実効性またその理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>いる場合において、それと重複して JBIC/NEXI の在外事務所また日本国在外公館において当該文書の閲覧・複写を実施する必要性はないと考えます。 (2) なお、環境社会配慮の一環としての現地での情報公開は、事業実施主体の責任範囲です。JBIC/NEXI 自身が現地で情報公開を行うことは、事業実施主体の自らの情報公開に対する意識、延いては環境社会配慮に対する当事者意識を減退させかねない点を懸念します。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>NGO 提言を実施した場合に必要とされるコストはどれだけか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 「コスト」には、金銭的成本のみならず、人的コスト、時間的成本等があり、必ずしも金額換算できませんが、少なからずコストは発生します。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 世銀等の国際機関は、Web 等による公開を行っているものと認識しています。 &lt; 参加者 &gt;</p>
<p>11：融資（保険）契約締結後の情報公開の内容 「JBIC（NEXI）は、融資（NEXI：保険）契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクト（NEXI：カテゴリ A 及び B に属するプロジェクト）については、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」（JBIC 第 1 部 5（2）・NEXI 6）</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ （検討ポイント 9 に同じ） &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由如何？ （検討ポイント 9 に同じ） &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 当該文書、情報等が、他 ECA も共有する国際的基準（例えば世銀、IFC 等）において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開を促す実効性はあると考えます。 (2) 他方、国際的基準での公開規定の存在しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあると考えます。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>上記検討ポイントに関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ （検討ポイント 9 に同じ） &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 9（2）の通りです。 (2) 借入人等 / 輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由のある場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA の対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 今回調査を行った他の ECA においては、コモンアプローチの規定に則して、少なくとも年一回の頻度で、支援を決定したカテゴリ A、B の情報公開を行っています。 (2) 上記(1)の情報公開の内容は、当該期間におけるプロジェクト概要、カテゴリ分類、主要な環境社会影響因子などの項目に関し、簡単に要点をまとめたものです。 &lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>当該融資 / 保険契約の内容の一部を構成することから商業上の秘密と解される「JBIC / NEXI と契約者が合意した主たる環境社会配慮上の対策」を公開することが必要・適切である理由はあるのか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 融資 / 保険契約は、商取引としての契約当事者間の権利義務関係を規定しているものであることから、環境社会配慮上の対策に限らず、その全てが商業上の機密にあたり、必ずしも公開は適切ではありません。 (2) ただし、上記(1)の制約を踏まえつつも、政府系機関としての日本国民に対する説明責任の観点でいかなる対応が可能・適切であるかについては、議論が必要と考えます。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>上記 の内容についての情報公開をガイドラインに規定する E C A はありますか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 商業上の秘密である当該融資 / 保険契約の内容を公開することをガイドラインに規定している ECA はありません。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>NGO 提言において定義する「環境社会配慮に関する主要な文書」に含まれる商業上の機密とは何か？ &lt; N G O 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) NGO 提言において定義されている「環境社会配慮に関する主要な文書」の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」自体も案件の特性等によって様々なものがありうるため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、企業の競争力の源泉たる技術 (i.e.掘削、製造、プロジェクト管理、販売などに関する最先端技術や最先端手法等)、環境社会配慮対策費の財源や企業収益への影響などは商業上の機密にあたると思います。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他機関の対応状況はどのようなものか？ &lt; N G O 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) カテゴリ A 及び B (B を含まない場合もある) の環境レビュー結果を公開する ECA (コモンアプローチ) や、融資案件情報に順次情報を追加していく方法を取る世銀、IFC 等が存在します。 (2) 但し、公開に当たっては、借入人側の了解を得て行い、秘密情報は公開の除外対象としている場合が多いというのが傾向です。 &lt; 参加者 &gt;</p>
<p>12 : モニタリングに係る情報公開 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。」 (JBIC 第 2 部 1 (モニタリングとフォローアップ)・NEXI 別紙 1 (モニタリングとフォローアップ))</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 9 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドライン規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的な理由如何？ (検討ポイント 9 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 当該文書、情報等が、世銀、IFC 等の他 ECA も共有する国際的基準において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開せしめる実効性はあると考えます。 (2) 他方、国際的基準での公開規定の存在しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあると考えます。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>上記検討ポイント に関連し、借入人等 / 輸出者等からの公開を前提とした文書 / 情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性如何？また、借入</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 9 (2)の通りです。 (2) 借入人等 / 輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由の存する場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	人等 / 輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性如何？ (検討ポイント9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< 参加者 >
	他 ECA の対応状況如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチは、モニタリングに関して、ECA による公開は規定していませんが、ECA が事業者に公開を促す旨の規定を 2007 年 6 月の改訂で追加しています。この内容は、JBIC / NEXI ガイドラインでは既に規定されています。 (2) 今回調査を行った他 ECA ガイドラインにおいても、ECA 自身による公開についての規定は確認されず、モニタリング結果を自ら一般に公開を行っている ECA は現時点ではないと理解しています。 < 参加者 >
	モニタリングに係る情報公開について、コモンアプローチが実施主体の責務と規定し、多くの ECA がそれに準拠する現状において、JBIC / NEXI が、当該国での情報公開の範囲、内容に係わらず、一律に公開することの必要性及び実効性またその理由如何？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) モニタリングに関する情報公開は、環境社会配慮の責任主体である事業実施主体が現地ステークホルダーに対して行うべきものであるというのが ECA 間の共通理解であり、その旨コモンアプローチでも記載されている中、JBIC / NEXI が公開することに関して必ずしもプロジェクト実施主体からの理解が得られないと考えられ、実効性には一定の限界があります。 (2) ただし、上記(1)の制約を踏まえつつも、政府系機関としての日本国民に対する説明責任の観点でいかなる対応が可能・適切であるかについては、議論が必要と考えます。 < 参加者 >
	事業者によるモニタリング結果に含まれる商業上の機密とは何か？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) モニタリング結果の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」自体も案件の特性等によって様々なものがあるため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、プロジェクトによっては工事進捗、操業開始予定時期、操業状況などは、企業の損益に大きな影響を与えうるため、商業上の機密にあたる場合もあると考えます。 < 参加者 >
	他国際機関の対応状況はどのようなものか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) IFC の持続可能性ポリシーでは顧客に公開を促すこととしています (para26)。世銀のセーフガードポリシー上では特段の記載はありません。 < 参加者 >
	13: ステークホルダーからの意見への対応 「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。」(JBIC 第 1 部 5 (1)) 「NEXI は、関係機関との情報交換に努めつつ、地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーから提供される情報も活用して環境レビューを行う。」(NEXI 3 (3))	ステークホルダーからの情報・意見への対応について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >
ステークホルダーからの意見への対応(説明責任)は、実施主体に存し、JBIC / NEXI はその責任を促す立場にある前提において、JBIC /	< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI は、事業を実施する立場にないため、ステークホルダーからの意見に対して対応案を提示・説明できるものではありません。従って、JBIC / NEXI としてはプロジェクト実施主体に説明責任を果たすよう促すことが適切であると考えます。	

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>NEXI が実施主体同様の説明責任を担うことの必要性及び実効性またその理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>14：環境社会配慮審査会の設置</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」(JBIC 第 1 部 7・NEXI 7)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>F / S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関(世銀グループ等)に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC / NEXI の如き E C A の環境社会配慮における役割の違い如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインは、環境社会配慮の主体は事業者であり、JBIC / NEXI は事業者による環境社会配慮を確認する立場と規定しています。</p> <p>(2) 他方、世銀グループ等は開発援助を主たる役割とし、F / S 段階から関与し、自ら環境社会配慮を実施する立場にあります。</p> <p>(3) 上記(1)(2)でいう実施主体とその確認にとどまる立場との差異に加え、設計段階からの幅広い関与と、主に施工段階以降からの関与という、関与の質的・量的な差異も二者間の違いとして顕著なものとされます。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>F / S・D / D 段階を完了し少なからずは建設着工済の案件の環境社会配慮確認を行うことが多い JBIC / NEXI に対して、常設の第三者機関を以ってして行う具体的な助言の内容如何？また、その具体的理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 仮に常設の第三者機関を JBIC / NEXI に設置した場合、設計段階に戻れない状況での助言は実効性を欠くものと思われます。また、競争関係等への十分な配慮に鑑みれば、入札期間等に影響を及ぼすような、長期の審査や助言も同様です。</p> <p>(2) 従って、JBIC / NEXI としては、常設の第三者機関を設ける必要性はないと考えております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチでは、環境社会配慮審査会等の常設の第三者機関に類する規定はありません。</p> <p>(2) 今回調査を行った他 ECA においても、常設の第三者機関による助言を審査プロセスに組み入れている機関はないと理解しております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>15：原材料調達の影響</p> <p>「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響のスコープ)」において、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>JBIC / NEXI ガイドラインが「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響のスコープ)」において、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」と規定する中で、原材料の調達のみを殊更特記する必要性・実効性の有無またその理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの当該現行規定は、原材料調達というサプライ・チェーンの一部に特化した内容も包含し、セクター・事業内容またサプライ・チェーンの上流・下流を問わず、環境社会配慮の確認対象としうる柔軟な内容です。</p> <p>(2) 従って、原材料調達のみを特記する必要性また実効性は、現時点では特段ないものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>個々のプロジェクト原材料調達との関係は多様であるが、一律に原材料調達に係るプロジェクトの環境審査を行うことは適切か？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 当該プロジェクトと原材料調達に係るプロジェクトとの関係は多様であり、特に実施主体また借入人 / 輸出者等の関与度合いから、原材料調達に係るプロジェクトの環境社会配慮確認を行う実効性が極めて限定的な場合も少なくないと考えられることから、一律に審査対象範囲に含めることは適切とはいえないとの認識です。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>16：林産業部門における森林認証の取得の奨励・要求(直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>森林認証制度の普及は生産規模の 1 / 4 程度であるが、同制度外の木材は、すなわち違法伐採や不適切な環境社会配慮を行っているものであるか？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 森林認証を受けた木材には違法伐採による木材が含まれていないとはいえるが、森林認証を受けていない木材イコール違法伐採や不適切な環境社会配慮を伴うわけではないことは、自明です。</p> <p>(2) JBIC / NEXI においては、多数の事実確認から総合的に当該プロジェクトの環境社会配慮を確認するものであり、森林認証の有無のみからでは確認できない多様な環境社会配慮を確認しうるものとの認識です。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>認証制度、自主基準等の類を様々な機関・組織が多数制定している現状において、ECA が一部の認証のみの取得を奨励また要求することは適切ですか？また、その理由は何ですか？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 世界経済のグローバル化の中で、認証制度、自主基準の制定について、官・民・あるいは NGO 等が多様な動きを示しています。</p> <p>(2) 実施主体による環境社会配慮の確認を目的とする JBIC / NEXI 等の ECA による環境審査において、何らかの認証制度や自主基準を当該プロジェクトが満たしていることは、確認の上での一つの助けと成り得るものと思料します。</p> <p>(3) 他方、多様な、時には重複する、あるいは必ずしもユニバーサルではない認証制度、自主基準から、特定の内容のみを奨励また要求することは、現状においては適切とは言い難いものとの認識です。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>17：保護価値の高い森林（HCVF）の転換を行うべきではない (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>HCVF の概念は、複数の定性的定義が並立した現状であるが、例えば IFC パフォーマンススタンダードにおける「重要な生息地」との平仄合わせなど、統一的な国際的基準はありますか？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) HCVF の概念自体が、複数並立しており、統一的な国際的基準はない現状と認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>18：地域住民等との協議 「(協議)協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGOs、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。」 (JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>HCVF の概念を実質的に規定する法令は世界各国で多数あるものと認識されるが、HCVF の概念を何ら無視した法令あるいはガイドラインが横行している実状はありますか？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチや他 ECA ガイドライン等においては、直接あるいは世銀等の基準に言及すること等により、森林に対する配慮について実質的に考慮されているものと認識しています。</p> <p>(2) また、具体的なプロジェクトの実施に伴う樹木の伐採に関しても、当該国法令により管理が行われていることを確認しており、HCVF の概念を無視したものではないと認識しております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>19 - 1：社会的合意の形成「ステークホルダー分析」 「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されてい</p>	<p>当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めぬ内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めぬこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われ</p> <p>(2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に規定されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイド</p>
	<p>地域住民等との協議内容を当該国法令に拠る公開の範囲等と異なる形で、JBIC / NEXI がガイドラインで公開を規定し、実施することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 地域住民との協議記録は、JBIC/NEXI ガイドラインにおいて、一般的には EIA に含まれるべきものとして規定しています。</p> <p>(2) 但し、EIA 制度は一義的に当該国の法制度によるため、一律に全て公開せしめることは困難であることも十分に認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>地域住民等との協議内容を ECA 自ら公開することを規定するガイドラインを有す ECA はありますか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチでは、地域住民との協議記録を Annex II で示しており、一般的には EIA に含まれるべきものであることを規定しています。標準的な EIA の中に当該趣旨を盛り込むことを、JBIC/NEXI もさることながら、米輸銀、EDC、EFIC 等でもガイドライン上に記載しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>なければならない。)(JBIC 第 2 部 1 ( 基本的事項 )・NEXI 別紙 1 ( 基本的事項 ))</p>	<p>要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>ラインで一律に規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>19 - 2 : 社会的合意の形成 「ステークホルダーとの協議の記録」 ( 対応内容は 19 - 1 に同じ )</p>	<p>ステークホルダーとの協議内容を当該国法令に拠る公開の範囲等とは無関係に、JBIC / NEXI がガイドラインで公開を規定し、実施することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) ステークホルダーとの協議内容は、JBIC/NEXI ガイドラインにおいて、一般的には EIA に含まれるべきものとして規定しています。 (2) 但し、E I A 制度は一義的に当該国の法制度によるため、一律に全て公開せしめることは困難であることも十分に認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>20 - 1 : 非自発的住民移転「再取得価格による補償」 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。」</p>	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されなければならない。」 ( JBIC 第 2 部 1 ( 非自発的住民移転 )・NEXI 別紙 1 ( 非自発的住民移転 ))</p>	<p>JBIC / NEXI ガイドラインが「プロジェクト実施主体等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」と包括的規定を設け、且つ、世銀 OP4.12 を参照することで、これに則した環境社会配慮が実現されている中で、「再取得価格による補償」を一律に規定することの必要性及び実効性またその理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 再取得価格による補償が行われることは、移転住民の生計水準の回復を実現する上での、有効なアクションの一つであることは、世銀 OP や IFC - PS の規定からも明らかであり、JBIC / NEXI においてもこの概念を参照すべきベンチマークと認識するものです。 (2) 他方、再取得価格による補償を実現する上での幾つかの前提条件として、例えば当該移転対象地域の市場価格が存在することがあるが、かような市場価格という概念が当該国にそもそも無い場合、あるいはいわゆる近傍類地が無い場合など、その前提が成り立たない場合等も在り得るものです。 (3) 従って、「再取得価格による補償」を一律に規定することは、現行ガイドライン規定の柔軟な対応を制限し、実効性の低下を招くおそれがあるものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>「完全な再取得価格による補償」「追加的措置を法的拘束力ある文書として、合意し、融資契約等に盛り込むこと」「市場価格調査の実施」は、国際的基準においても規定されていない内容であるが、JBIC / NEXI がこれらをガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 「完全な再取得価格による補償」「追加的措置を法的拘束力ある文書として、合意し、融資契約等に盛り込むこと」「市場価格調査の実施」が、世界各国で一般に法制化され実現されているという前提があるならば、これらを伴った住民移転は生計回復等の面で望ましい内容となりうるものと思料します。</p> <p>(2) しかし、世界各国での法制化また実現以前に、国際的基準としても採用されていないことから、必要性また実効性については、十分な客観的検証が必要と思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>再取得価格による補償に関する現行ガイドライン適用上の実施状況はどのようなものか？</p> <p>&lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) JBIC / NEXI は、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できる」ことを基準におきつつ、当該国の関係法令が、再取得価格による補償を規定した世銀 OP また IFC-PS から著しい乖離がないかを確認するものです。</p> <p>(2) 再取得価格による補償は、当該確認の上での一つの確認ポイントではありますが、その他の生計回復手段とも合わせて総合的に判断するものと認識します</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>再取得価格による補償が行われない場合に、生計回復は図れるのか？</p> <p>&lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 再取得価格による補償が行われない場合には、その場合の補償内容は、単に再取得価格を規定していないだけで実質的には移転に十分な補償額が算定されている場合から、補償額の不足等の様々な瑕疵から生計回復自体が実現されない場合まで多様な場合が想定されます。</p> <p>(2) 従って、生計回復が図れぬ可能性は排除し得ませんが、この場合においては、借入人 / 輸出者等を通じ実施主体への働きかけが講じられるところであり、最終的に生計回復が図れぬまま放置されることを意味するものでもありません。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものか？</p> <p>&lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 para6) IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5 para8) に関連する規定があると認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>20 - 2 : 非自発的住民移転「事前の補償」 (対応内容は 20 - 1 に同じ)</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 20 に同じ)</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>JBIC / NEXI ガイドラインが「十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない」と包括的規定を設け、且つ、世銀 OP4.12 を参照することで、これに則した環境社会配慮が実現されている中で、「事前の補償」を一律に規定することの必要性及び実効性またその理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 事前の補償が行われることは、移転住民の生計水準の回復を実現する上での、有効なアクションの一つであることは、世銀 OP や IFC - PS の規定からも明らかであり、JBIC / NEXI においてもこの概念を参照すべきベンチマークと認識するものです。</p> <p>(2) 他方、補償の支払時期は、一義的には当該国法令等に基づくものであり、JBIC / NEXI では、参照基準の規定する「事前の補償」から大きな乖離がある場合にはその背景・理由等を確認するとともに必要に応じ対応策を確認するところ、事前の補償が実現されぬ場合でも、移転住民の生計水準の回復に支障を来たすことを容認するものではありません。</p> <p>(3) 従って、「事前の補償」を一律に規定することは、現行ガイドライン規定の柔軟な対応を制限し、実効性の低下を招くおそれがあるものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>20 - 3 : 非自発的住民移転「移転・補償合意文書」 (対応内容は 20 - 1 に同じ)</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？</p> <p>(検討ポイント 20 に同じ)</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>移転・補償合意文書は、当該国関係法令等に基づき、書式、内容、取交方法等が規定されていることが一般的であり、JBIC / NEXI ガイドラインはこの点踏まえ、「対象者との合意の上で」との包括的規定を設置しているが、これに対して、「合意書」と JBIC / NEXI がこれらをガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由如何？</p> <p>&lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する「対象者との合意の上で」とは、一般通念として合意とは内容を理解した上で行うことを前提としたものです。この点において、仮に一方が内容を十分に理解しないまま合意に至っている場合、それは一方の理解度という内面に帰因する可能性もあり、合意書さえ用意すれば、こうした事態を防ぎうるものか疑問もあります。</p> <p>(2) むしろ、「対象者との合意の上で」との規定においては、仮に合意書を取り交した場合においても、一方が内容を理解していないことを客観的に証明しうるのであれば、合意とは言い難いと判断することも可能であり、より広い救済の幅を有するものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>補償・移転策に関する合意内容を影響住民が十分理解していない場合や合意文書が影響住民に提供されない場合に生じる問題点は何か？</p> <p>&lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) 補償・移転策に関する合意内容を影響住民が十分理解していない場合には、影響住民が不十分な理解のままに合意文書に署名をするおそれがあります。</p> <p>(2) 合意文書が影響住民に提供されない場合には、後日、合意の内容を確認できないおそれがあります。</p> <p>(3) 他方、「合意内容を影響住民が十分理解していない」ことの客観的証明、また、「合意内容を影響住民が十分理解していない」ことと「合意文書が影響住民に提供されない」ことが相当の因果関係を有するものかについては、軽々には断じ得ないものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>20 - 4 : 非自発的住民移転「住民移転計画」 (対応内容は 20 - 1 に同じ)</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt;</p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>性、実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>住民移転計画の内容については、JBIC / NEXI は世銀 OP4.12 を参照しているが、同基準が規定しない「市場価格調査に係る計画」「生計回復計画」「被影響住民との協議記録」「カットオフデート」等を、ガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 世銀、IFC 等の国際的基準が規定しないことのみを以って、JBIC / NEXI ガイドラインに規定することの必要性また実効性がないと断じるものではないものと思料します。 (2) 他方、世銀、IFC 等の国際的基準また他 ECA の多数が規定しない内容を JBIC / NEXI ガイドラインで規定する場合には、個々の内容を規定する必要性また実効性について、客観的かつ十分な根拠について慎重に検証すべきものとの認識です。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 Annex )、IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5) に関連する規定があると認識しています。 &lt; 参加者 &gt;</p>
<p>20 - 5 : 非自発的住民移転「情報公開と協議」 (対応内容は 20 - 1 に同じ)</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容如何？ (検討ポイント 9 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 20 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。 &lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>住民移転計画に係る情報公開また協議の責任は当該実施主体が当該国法令に則して負うべきものであるが、その公開また協議の内容や方法について、JBIC / NEXI がこれらをガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定内容は、世銀セーフガードポリシー OP4.12 の当該趣旨と同旨との認識です。また、当該国法令が世銀セーフガードポリシー OP4.12 の規定内容と大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認することも規定するものです。 (2) この現状において、情報公開あるいは協議の内容や方法を JBIC / NEXI のみが独自に規定し、当該国法令の有無にかかわらず、一律に実施主体に要求することは、十分な必要性あるいは実効性があるか疑義があります。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>各国の法制度上公開が求められていない場合、住民参加の実効性は図られるか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 協議結果の公開の有無にかかわらず、被影響住民との協議は、EIA また住民移転における、不可欠の公的プロセスとの認識です。 (2) この公的プロセスにおいて、協議結果が非公開であるが故に、実施主体が環境社会配慮を怠ることはあるまじきものと思料します。 (3) 従って、一義的には、協議結果が非公開であっても、住民参加の実効性は確保されるものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 para2 等) IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5 para11 等) に関連する規定があると認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>20 - 6 : 非自発的住民移転「苦情処理メカニズム」 (対応内容は 20 - 1 に同じ)</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 20 に同じ) &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>「中立的・客観的な判断を行うことが出来る苦情処理メカニズム」については、当該国の異議申立仲裁苦情処理や裁判制度の如何に拠るべきものとの考え方が存するが、その是非また理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 「(プロジェクト実施主体から独立して) 中立的・客観的な判断を行うことが出来る苦情処理メカニズム」という概念そのものが、個々人の主観的な価値観に左右されるという側面もあり得るものと思われまます。 (2) 上記(1)の点を踏まえた上で、プロジェクト実施主体自らが中立的・客観的な判断を心掛けたメカニズムを構築することは望ましい対応と思料します。 (3) 但し、「独立して中立的・客観的な判断を行うことが出来る」点を追求する場合、一般には当該国の裁判所また公的な異議申立仲裁苦情処理制度に依拠することが一義的なアプローチとなるものと思料します。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	他国際機関の対応状況はどのようなものか？ < N G O 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 para17) IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5 para10) に関連する規定があると認識しています。 < 参加者 >
20 - 7 : 非自発的住民移転 「社会的弱者に対する特別な配慮」 (対応内容は 20 - 1 に同じ)	現行ガイドラインが同等の環境社会配慮確認内容を実質的に規定している内容を、さらに逐条でガイドラインに盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ (検討ポイント 20 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには対応の合理的な理由が必要と考えます。 < 参加者 >
	他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。 < 参加者 >
	JBIC / NEXI ガイドラインは、当該国また当該プロジェクト個々更には移転対象者の集団・個人での特性にも配慮すべきとの観点から「十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない」と包括的規定を設け、且つ、世銀 OP4.12 を参照することで、これに則した環境社会配慮が実現されている中で、「社会的弱者に対する特別な配慮」という同趣旨での改訂を行うことの必要性及び実効性またその理由如何？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI ガイドラインは「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の「社会的合意及び社会影響」において、「社会的弱者については」「適切な配慮がなされなければならない」と規定しており、この内容は、非自発的住民移転においても通底するものです。 (2) 提言における「特別な配慮」は、上記(1)でいう「適切な配慮」に包含される内容と史料します。 < 参加者 >
21 - 1 : 先住民族 「依拠すべき国際条約・宣言と基本原則」 「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (先住民族)・NEXI 別紙 1 (先住民族))	国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 国際法としての拘束力を欠く宣言、また、未批准の条約は、当該国国内法の規定が優先され、当該国への履行要求の実効性根拠とは成り難いものと考えております。 (2) 他方、当該国際法の拘束力の強さ、また、当該条約の批准国数が、ガイドラインの適用対象とすることの唯一無二の判断根拠とも言い難いものと思われます。 (3) 従って、国際的な宣言や条約については、そもそもガイドラインの適用対象とするか否かの判断は個々の判断であるほか、その個別具体的な事案への適用の適切性についても、一義的には、当該国法令等を踏まえつつ、個々の実情に応じた参照という形でのより広い環境社会配慮確認に努めるべき内容と考えます。 < 参加者 >
	当該国法令等に則し規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めぬ内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要	< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めぬこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われます。 (2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に拘束されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイド

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	性、実効性の有無とその具体的理由如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	ラインで規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます。  < 参加者 >
	他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、本項目を含め先住民族に関する個々の具体的な規定はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。  < 参加者 >
	先住民族の権利に関する国連宣言が、当該国において効力を有するには、如何なる措置を要しますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 先住民族の権利に関する国連宣言が当該国において効力を有するには、当該国において、同宣言の内容が法制化されることが必要です。  < 参加者 >
	ILO169 号条約が、当該国において効力を有するには、如何なる措置を要するか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) ILO169 号条約の、各国における効力を有する条件は、当該国における批准です。  < 参加者 >
	当該国における権利・義務の「認知」を、当該国における行政機関にも外交機関にも該当しない JBIC / NEXI が行うことの必要性及び実効性またその理由如何？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI は、当該国における権利・義務を認知する何らの権能も有さぬところ、JBIC / NEXI による「認知」の実効性が乏しいものと思料します。 (2) なお、当該国における権利・義務の認知は、一義的には当該国の法制に拠り規定するものです。  < 参加者 >
	先住民族の権利に関する国連宣言また ILO169 号条約が法的拘束力を有しない国が多数を占める現状において、JBIC / NEXI がこれらを依拠すべきものとガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由如何？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 上記を踏まえれば、先住民族の権利に関する国連宣言や ILO169 号条約等の特記し、これらに一律に整合的であることをプロジェクト実施主体に求める実効性は乏しいものと思料します。  < 参加者 >
	当該国の法令において先住民族の権利が定められていない場合、先住民族の権利が侵害されていてもよしとするのか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 先住民族の権利が不当・違法に侵害される事態は、あってはならないものと思料します。 (2) 他方、上記の通り、先住民族の権利とは当該国法制から認識されるものであり、当該国法制また国際法にも依拠せぬ内容は、一般的には“権利”とは言い得ないものです。 (3) 但し、先住民族への配慮に関して世銀セーフガードポリシー OP4.10 規定の内容と大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認するものです。  < 参加者 >
21 - 2 : 先住民族 「自由で事前の十分情報を得た上での合意」	先住民族の権利に関する国連宣言が、当該国に	< JBIC / NEXI > (1) 先住民族の権利に関する国連宣言が当該国において効力を有するには、当該国において、同宣言の内容が法制化される必要があります。

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>(対応内容は 21 - 1 に同じ)</p>	<p>において効力を有するには、如何なる措置を要するか？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>先住民族の権利に関する国連宣言の採択に賛成した国は、同宣言の内容について、その賛成を以って遵守すべき義務を有するか否か？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 宣言への賛成・反対は、当該国における同宣言の効力を担保するものではありません。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>FPIC をガイドラインに規定する ECA は存するか？また、規定しない他 ECA また国際金融機関ガイドラインの関連箇所の具体的規定内容如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 今回調査した他 ECA においては、FPIC ( Free, Prior and Informed Consent ) をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。また、世銀 ( OP4.10 para6 ) IFC ( PS7 para9 ) においても合意 ( Consent ) ではなく、協議 ( Consultation ) と表現されています。 &lt; 参加者 &gt;</p>
		<p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>21 - 3 : 先住民族 「先住民族への配慮に関する計画」 (対応内容は 21 - 1 に同じ)</p>	<p>先住民族への配慮に関する計画については、世銀 OP4.10 第 12 ~ 15 条が規定しているが、この内容に含まれぬ「先住民族が理解可能な言語、様式での計画案の公開」「計画に関する協議記録の添付」を JBIC / NEXI がガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 先住民族への配慮に関する計画については、世銀セーフガードポリシー OP4.10 第 12 ~ 15 条が規定し、各 ECA ともこの内容を国際的基準として、実施主体の環境社会配慮を確認するものです。 (2) JBIC / NEXI においても、当該国法令が世銀 OP4.10 の規定内容と大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認することも規定するものです。 (3) この現状において、世銀 OP4.10 の規定しない内容を、当該国法令の有無にかかわらず、一律に実施主体に要求する必要性また実効性については、今後客観的な検証が必要だと考えます。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 世銀ではセーフガードポリシー ( OP4.10 para10 ~ 15 ) IFC ではパフォーマンススタンダード ( PS7 para8, 9 ) に関連する規定があると認識しています。 &lt; 参加者 &gt;</p>
		<p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>22 : 労働状況 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI がガイドラインで規定することの必要性、実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。また、個々のプロジェクトにおいては、当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえ、参照する場合もあると考えます。 (2) 参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間で明示的に認知されている基準等についても、基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。 (3) 明示的ではなくとも参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では多数存在するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。 &lt; 参加者 &gt;</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものか？ &lt; NGO 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) IFC パフォーマンススタンダード ( PS2 ) に関連する規定があると認識しています。 &lt; 参加者 &gt;</p>
		<p>&lt; 参加者 &gt;</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>23：原子力関連：求められる要件 「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」 「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。」(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))</p>	<p>現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響を含む」と規定し、各セクター案件毎に確認している上に、原子力関連案件を固有の環境社会配慮要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 原子力以外のセクターであっても、夫々に配慮すべき固有の事故防止対策や廃棄物対策が存在し、それらは多種多様です。このため、JBIC / NEXI ガイドラインは、特定のセクターに限定することなくセクター横断的なものとして規定しています。 (2) また、JBIC / NEXI は、プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける特段の必要性・実効性はないものと考えております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p> <p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチは、原子力関連案件の要件に関し、具体的な規定はありません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においても、米輸銀を除き、具体的な規定はないと理解しております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>24：原子力関連：協議と情報公開 「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」(JBIC 第 2 部 1 (社会的合意及び社会影響)・NEXI 別紙 1 (社会的合意及び社会影響))</p>	<p>現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること(を確認する。)」と規定している上に、原子力関連案件を固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 原子力関連プロジェクトに限らず、必要な情報公開やステークホルダーとの協議はプロジェクト実施主体者が現地国の法令等に則して実施すべきものと考えており、JBIC / NEXI の環境レビューでは、情報公開やステークホルダーとの十分な協議を経て、個々のプロジェクト内容に反映されていることを確認しています。 (2) 上記(1)の対応は原子力セクター含む各セクター共通のものであり、特定セクターにのみ、固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性はないものと考えます。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p> <p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチは、原子力関連案件の要件に関し、具体的な規定は存しません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においても、原子力案件固有の情報公開に関する規定は、米輸銀も含めないと理解しております。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>25：原子力発電関連：セクターの例示 (1) 影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの (11) 火力発電 (12) 水力発電、ダム、貯水池 (JBIC 第 2 部 3 . 1 ・NEXI 別添 3 (2))</p>	<p>コモンアプローチが明示した内容(含む改定結果)につき、現行 JBIC / NEXI ガイドライン上矛盾はないものも、改めて明定する必要性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 現行ガイドラインに例示されているセクターは、コモンアプローチに例示されているセクターのうち、現行ガイドライン制定時における融資や保険付保の蓋然性を勘案しつつ、限定列挙したものです。 (2) 今般の見直しに際して、現時点のまた近い将来における融資や保険付保の蓋然性を踏まえ、現行例示内容について、検討していくべきものと認識しています。</p> <p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>26：原子力関連：第三者機関の設置 「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」(JBIC 第 1 部 7 ・NEXI 7)</p>	<p>現行ガイドラインが「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」と規定している上に、原子力関連案件のみ固有かつ常設の第三者機関を設置する必要性・実効</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 現行ガイドラインは、プロジェクト個々の必要性に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求めることを規定しています。 (2) 上記(1)対応は、原子力関連の具体的な案件を含む全セクターを念頭に置いての規定であり、特定セクターのみ固有且つ常設の別途の第三者機関を設置する必要性・実効性はないと考えています。</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)・NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>性の有無とその具体的理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; 参加者 &gt;</p>
<p>27：異議申立期間に関する情報公開 (直接に対応する現行条文なし(*)) *：異議申立制度に関する内容は、JBIC「異議申立手続要綱」及び NEXI「異議申立手続等について」にて規定。</p>	<p>異議申立期間が商業上の秘密に当たる具体的な理由如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 異議申立期間について、JBIC「異議申立手続要綱」第 3 条第 3 項は「融資契約調印後、それぞれ貸出が終了するまでの期間」、NEXI「異議申立手続等について」第 5 条第 1 項は「保険契約締結以後から資金等供給が終了するまでの期間」と規定しています。 (2) JBIC 融資契約および NEXI 保険契約上、上記「貸出が終了するまでの期間」および「資金等供給が終了するまでの期間」が商業上の秘密に該当します。 (3) なお、JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」では、融資・保険契約以前および貸出終了後の異議申立に関する対応も定めています。 (4) もっとも、JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」にも記載しているとおり、申立人は異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体者との対話を行う努力を行うことが求められ、また、JBIC / NEXI の融資・付担当部署との対話・協議も求められておりますため、まずはこれらを通じて解決が図られることが望ましいことは言うまでもありません。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチには、異議申立制度に関し、具体的な規定はありません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においても、異議申立制度に関する具体的な規定はありません。</p>
	<p>異議申立期間が不明な場合、影響住民が異議申立を行うにあたり、どのような負担があるか？ &lt; N G O 第 4 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」において、異議申立期間を規定している一方で、異議申立が必ずしも当該期間中に限定されるわけではない点も規定しています。 (2) もっとも、申立人は異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体者との対話を行う努力を行うことが求められ、また、JBIC / NEXI の融資・付担当部署との対話・協議も求められておりますため、まずはこれらを通じて解決が図られることが望ましいことは言うまでもありません。</p>
<p>28：地球環境保全に貢献するプロジェクト支援 「なお、JBIC は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全 / 改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。」(JBIC 前書き)「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等)越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響のスコープ)・NEXI 別紙 1 (検討する影響のスコープ))</p>	<p>「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプトと、JBIC / NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無とその具体的理由、更には具体的な組み合わせのイメージ如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) 両方とも地球環境保全への貢献というコンセプトには変わりはなく、JBIC/NEXI とともに両方に取り組んでおります。また、現在地球環境保全そのものに世の中の関心が集まっていることも論を待ちません。 (2) また、現行の JBIC 環境ガイドラインの前文においても、個別案件への適切な環境社会配慮の促進とともに、地球環境保全に貢献する案件への積極的な支援を表明しています。 (3) かかる中、個別案件の環境社会配慮確認のみならず、当該案件そのものが、省エネ、CDM 候補等地球環境保全的要素を有する場合は、同時にそれを積極的に把握、公表せんというのが JBIC 案です。具体的には、両コンセプトの質的相違を考慮に入れ、上記地球環境保全的要素については、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮に必要な要件とは切り離し、例えば、スクリーニング・フォームに別枠を設ける格好で、申告頂いては如何かと考えております。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況如何？ &lt; JBIC / NEXI 第 3 回会合分 &gt;</p>	<p>&lt; JBIC / NEXI &gt; (1) コモンアプローチにおいては、プロジェクト等の環境への負の影響や環境リスクの回避及び緩和が主眼であるため、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援に係わるコンセプトの記載はありません。</p>

項目・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		(2) しかしながら、上記の考えをうまく実現することによって、日本としての地球環境保全への包括的な取組を対外的にもアピールしていくことに繋がると考えております。
	<参加者>	
	「地球環境保全に資するプロジェクト」であることの判断基準は何か？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 詳細は今後検討していく所存です。JBIC 案としては省エネ案件や CDM 候補案件と認められるようなものについては、該当プロジェクトの一つとなるのではないかと考えております。
	<参加者>	
	上記 に基づく審査手法およびアカウンタビリティの確保はどのようなものか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 上述の通り、詳細は今後検討していく段階であり、アカウンタビリティの確保も含めた本提案内容の取扱いを充分検討してまいりたいと存じます。
	<参加者>	
29：案件発掘・形成調査、および輸入・投資事業化等促進調査結果の公開 (直接に対応する現行条文なし)	商業上の守秘義務との関係における当該調査の性格如何？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 当該調査は、潜在的なプロジェクト実施主体に対し、将来のプロジェクト・フィージビリティ判断のための内部資料用として提出する性格のものであり、実際上も先方との間では非公開を前提にしております。 (2) 従って、ビジネス上の秘匿性が極めて高いものであり、情報公開原則との関係でも公開にはなじまないものであります。
	<参加者>	
	ガイドラインの目的に照らし、早期段階からの環境社会配慮実施において、当該報告書の公開は有効かどうか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 当該報告書については、まだ事業化を決定していない潜在的なプロジェクト実施主体に対する事業化検討のための内部資料として提出するものであり、かかる観点からも JBIC の側から積極的に公開することは現実的ではないし、有効でもないと考えます。
	<参加者>	
	ガイドラインの目的に照らし、当該報告書に環境社会配慮に関する調査項目を含めることは有効かどうか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 当該報告書の調査項目は、潜在的なプロジェクト実施主体からの要請に基づいて決定されるものですが、将来の事業化に当たって留意すべき環境社会配慮項目が含まれている例もあり、その場合には当該プロジェクト実施主体に対する有効な情報提供となっています。
	<参加者>	
	ODA ではない JETRO 調査のひとつ「石油資源開発等支援調査事業」(マスタープランを作成するもの)の報告書が公開されていることの問題が発生しているか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) ご指摘の JETRO 殿事業の報告書の公開に係る問題の有無につき私どもがお答えするのは適当ではないと存じます。 (2) いずれに致しましても、私どもの当該調査は、上述(上記 の検討ポイントへの JBIC コメントご参照)の性格を有するものであるため、公開にはなじまないものと考えます。
	<参加者>	